

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和2年5月
(令和8年4月改定)

鹿 屋 市

1 策定の背景

(1) 策定の背景

土木工事は、

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤り、脱漏、不明確な表示の場合がある。
- 改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。



以上のような背景があるため、設計変更の手続きを 明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

(2) 策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
(ただし、災害時等の緊急の場合はこの限りではない)

- ☛ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ☛ 発注者と「協議」をしているが、協議の回答（指示）がない時点で施工を実施した場合。
- ☛ 工事請負契約書、土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定。以下「共通仕様書」という。）に定められている所定の手続きを経していない場合。（契約書第17条～21条、共通仕様書1-1-1-14～1-1-1-16）
- ☛ 「承諾」で施工した場合。（承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るもの。）
 - （例）コンクリート設計基準強度18N/mm²に対し、現場で21N/mm²のコンクリートでの打設を承諾した場合。
- ☛ 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合。
- ☛ 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ☛ 任意仮設において、施工方法を変更する場合。（ただし、設計図書に示す条件と実際の現地条件に齟齬がある場合は除く）
 - （例1）鋼矢板Ⅱ型による任意の仮締切工において、鋼矢板Ⅲ型を使用する場合。
 - （例2）特段の条件を明示していない任意による敷鉄板での仮設道路施工において、アスファルト舗装を施工する場合。

3 設計変更の対象となるケース

- ◆ 下記のような場合においては設計変更の対象となる。
 - ☛ 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
 - ☛ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
 - ☛ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
 - ☛ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
ただし、設計変更・変更指示にあたっては、下記事項に留意する。
 - ◇ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
 - ◇ 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）
 - ◇ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合

(契約書第17条第1項第2号)

【例】

- ◇ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する条件明示がない。
- ◇ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する条件明示がない。
- ◇ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合

(契約書第17条第1項第2号)

【例】

- ◇ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。
- ◇ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。
- ◇ 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

(契約書第17条第1項第3号)

【例】

- ◇ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- ◇ 設計図に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- ◇ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について
予測することができない特別な状態が生じた場合
(契約書第17条第1項第4号)

【例】

- ◇ 蔵文化財が発見され調査が必要となった。
- ◇ 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。

(5) 発注者が変更を必要と認める場合
(契約書第18条)

【例】

- ◇ 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。
- ◇ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。
- ◇ 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- ◇ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ◇ 使用材料を変更する。
- ◇ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ◇ 隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する。

(6) 工事を一時中止する必要がある場合

(契約書第18条)

【例】

- ◇ 設計図書に工事着工時期が定められた場合で、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合。
- ◇ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
- ◇ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- ◇ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
- ◇ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。
- ◇ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。
- ◇ 工事用地等の確保が行われていない場合。

(7) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等に記載されている範囲を超える行為。

「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示す。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の確認は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が

必要となるもの。

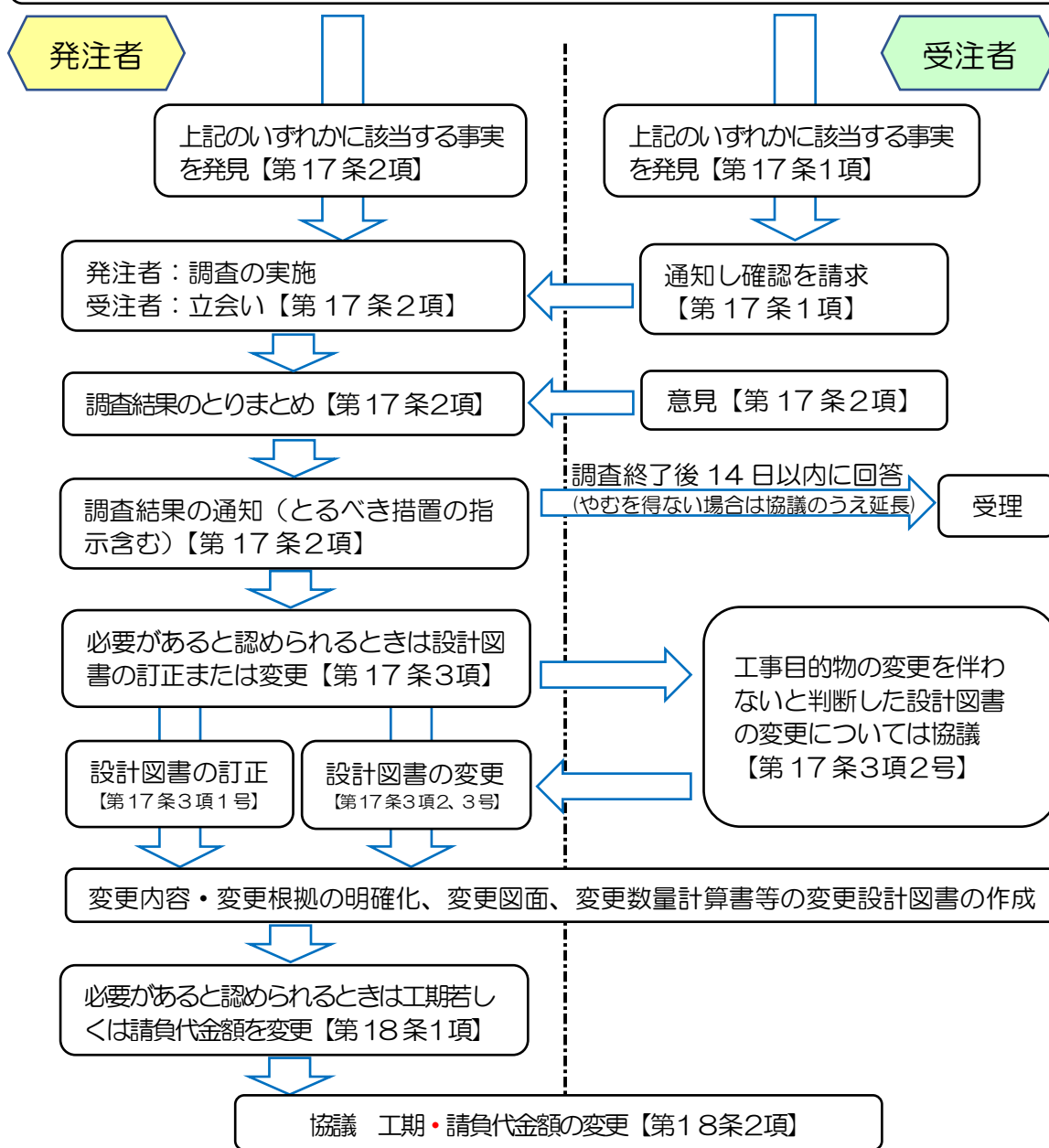
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
- ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、共通仕様書「10-14-4-3路面切削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「10-14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。（共通仕様書1-1-1-20、1-1-1-21）

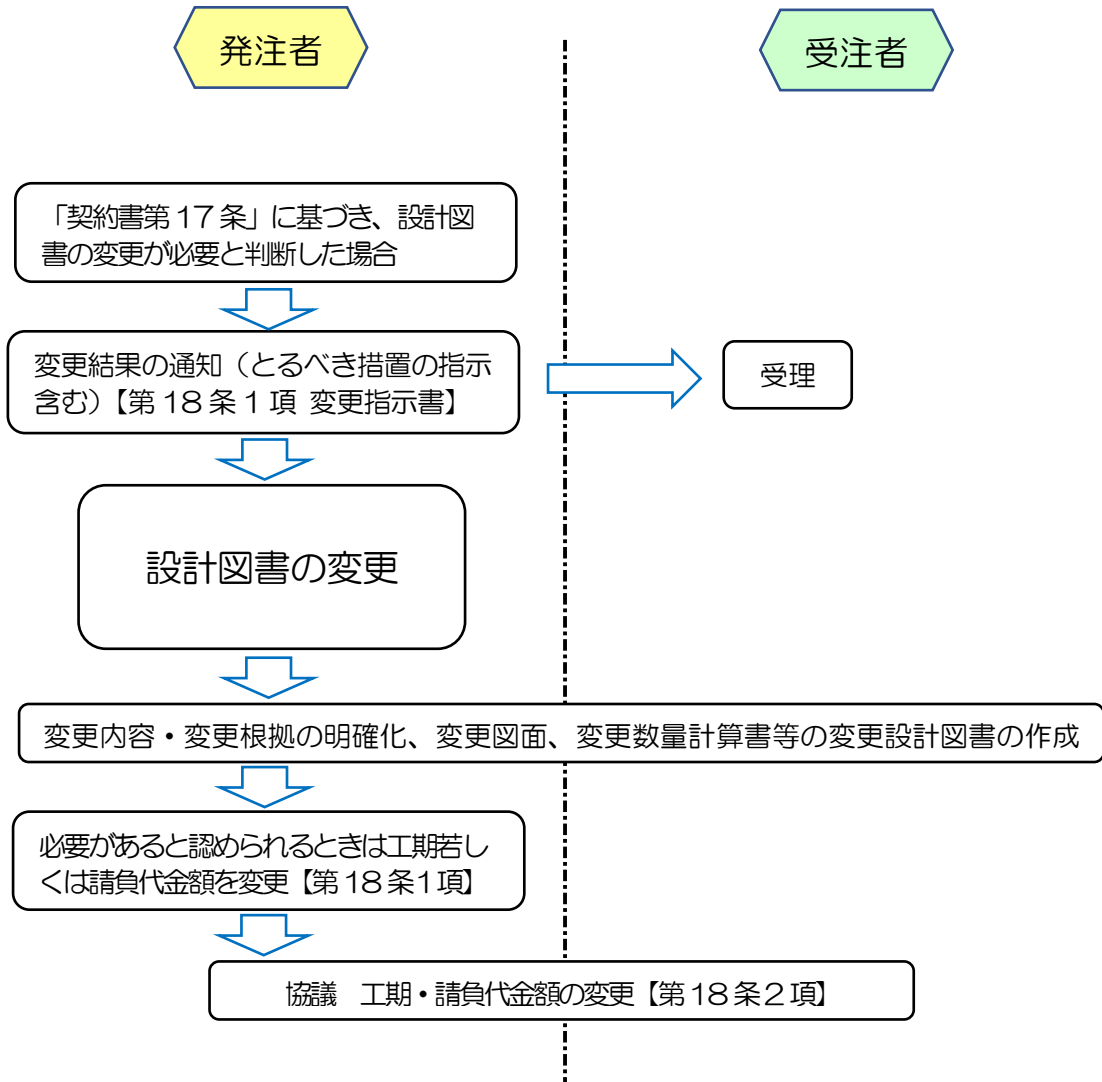
4 設計変更手続きフロー

(1) 請負契約書第17条（条件変更等）関連

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



(2) 請負契約書第18条（設計図書の変更）関連



5 工期・請負代金額の変更

(1) 概算金額明示の考え方

- ① 変更指示書通知後、受注者より工事打合せ簿に工事費内訳書を添付の上、見積額の提出があった場合、又は変更設計書案作成に伴い発注者が変更概算金額案を作成した場合は、発注者は概算金額を工事打合せ簿で提示・協議する。
- ② 発注者が提示する概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。
- ③ 記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。
- ④ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- ⑤ 緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

(2) 設計変更協議会での協議

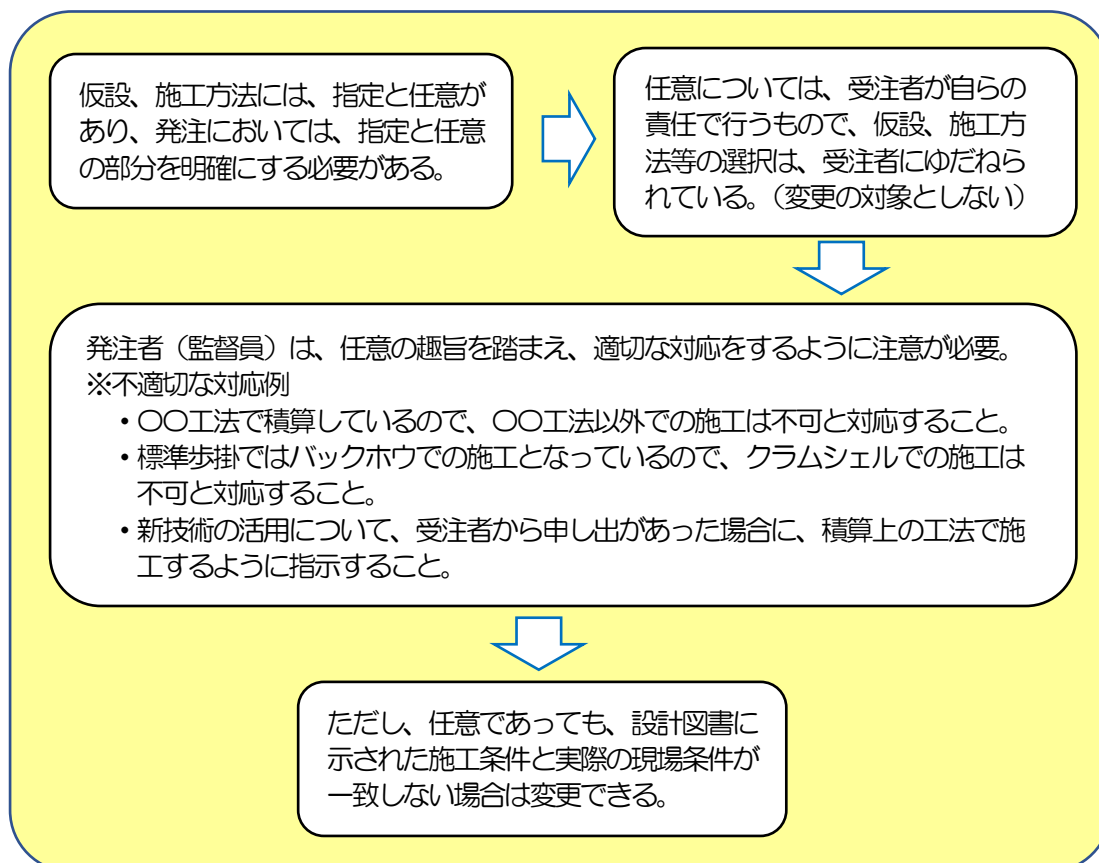
- ① 設計変更協議会(以下「変更協議会」という。)は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上を目的として、設計変更に関する意見相違等の案件が発生した際、発注者と受注者が設計変更の妥当性協議・審議等を行い、相互の合意形成を図る場として実施するものである。
- ② 契約事項第18条に基づく工期又は請負代金額の変更方法等、第26条に基づく請負代金額の変更に代える設計図書の変更の協議として位置付けられるものである。
- ③ 変更協議会は、全ての工事において、以下(ア)又は(イ)の案件が発生した場合、適宜開催できるものとする。ただし、通常の監督行為で解決されるような設計変更等までが発議されるものではないことに留意するものとする。
 - (ア) 発注者と受注者間において、設計変更に関する意見の相違する案件が発生した場合。
 - (イ) 設計変更に関して、変更協議会の開催が必要と判断した場合。
- ④ 変更協議会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。なお、必要に応じて他の出席者を追加することができるものとする。
 - ◆ 発注者：担当課長、担当係長、監督員
 - ◆ 受注者：現場代理人、主任（監理）技術者、予算担当者
- ⑤ 変更協議会開催の発議は、発注者又は受注者問わず可能とし、事前に相手方と調整したうえで、工事打合簿により通知するものとする。
 - (ア) 開催場所は、原則として発注公所にて開催するものとし、適宜現場においても開催できるものとする。なお、1回の開催で協議が調わない場合は、複数回開催することができるものとし、協議期間は協議が十分行える期間とする。
 - (イ) 協議資料については、発注者と受注者がそれぞれ協議に必要な資料を準備するものとする。
 - (ウ) 協議記録は発注者が作成するものとする。また、協議結果については、最終的に発注者が協議記録と協議資料をとりまとめ、工事打ち合わせ簿に添付し、発注者から受注者に対して通知するものとする。

6 関連事項

(1) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第2項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ▣任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ▣任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ▣ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。



(2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- 契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。（受注者等への指導）

【入札前】

- 入札参加者は、閲覧図書を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において閲覧図書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

【契約後】

- 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第17条第1項第1号から第4号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。

7 用語の定義

○ 設計図書の変更（共通仕様書1-1-1-15）

入札に際して、発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正を行うこと。

○ 契約図書（共通仕様書1-1-1-2）

契約書及び設計図書をいう。

○ 設計図書（共通仕様書1-1-1-2）

特記仕様書、図面、共通仕様書、質問回答書をいう。

○ 仕様書（共通仕様書1-1-1-2）

各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書の総称。

○ 共通仕様書（共通仕様書1-1-1-2）

各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうちあらかじめ定期的な内容を盛り込み作成したもの。

○ 特記仕様書（共通仕様書1-1-1-2）

共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または固有の技術的要求を定める図書。

○ 質問回答書（共通仕様書1-1-1-2）

入札参加者からの契約条件等に関する質問に対して発注者が回答した書面。

○ 指示（共通仕様書1-1-1-2）

契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。

○ 承諾（共通仕様書1-1-1-2）

契約図書で明示した事項について、発注者もしくは監督員または受注者が書面により同意すること。

○ 協議（共通仕様書1-1-1-2）

書面により設計図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。

○ 提出（共通仕様書1-1-1-2）

監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。

○ 通知（共通仕様書1-1-1-2）

発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせること

○ 確認（共通仕様書1-1-1-2）

契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料によりその内容について契約図書の適合を確かめること。